

11月のごみ収集

▶可燃ごみ…11/4(月・休)は収集します。
▶資源・不燃物…11/4(月・休)の地区は、当日に収集します。

※収集日以外および収集後にごみを出されま
すと周辺住民の方が大変迷惑します。ごみは
収集日当日の朝8時までに出してください。な
お、収集時間は一定ではありません。

環境業務課 ☎856-5374

**11月は固定資産税
第4期分の納期月です**

●便利で安心な口座振替を
ご利用ください。

納税相談は、**税務管理課
(丸ノ内仮庁舎) ☎823-9418へ**

**国保料・後期高齢者医療保険料の
夜間・休日の納付相談**

11月は、国保料第6期分、後期高齢者
医療保険料第5期分の納期月です。納付
期限までに納付をお願いします。

11月16日(土)～22日(金)の間、平日は
通常の業務時間のほか17時15分～19
時、土・日曜日は10時～14時、保険医療
課収納係(丸ノ内仮庁舎1階15番窓口)
に夜間・休日の納付相談窓口を設けてい
ます。ぜひご利用ください。夜間・休日は
丸ノ内仮庁舎西側休日夜間出入口より
お入りください。

保険医療課収納係 ☎823-9438

市場だより

11月・12月の休市日

●11月…3日(日・祝)・4日(月・休)・10日(日)・13日(水)・
17日(日)・23日(土・祝)・24日(日)・27日(水)
●12月…1日(日)・4日(水)・8日(日)・11日(水)・
15日(日)・18日(水)・22日(日)・25日(水)・
31日(火)は卸のみ休業

▶市場開放デー…11月2日(土)・12月7日(土)開催予定
市場課 ☎883-1171

高知競輪 サテライト南国・安田

1	2	3	4	防府記念GIII		
5	6	7		岐阜FI		
7	8	9	10	四日市GIIIナイター		
8	9	10		和歌山FI		
9	10	11		取手FI※		
12	13	14		京王閣FI		
13	14	15		小松島FI		
16	17	18		福井FI		
19	20	21		大宮FI※		
19	20	21		久留米FI		
19	20	21	22	23	24	競輪祭小倉GIIナイター
22	23	24				平塚FI※
22	23	24				広島FI
25	26	27				千葉FI
27	28	29				松阪FI
30	12/1	12/2	12/3			別府記念GIII

○サテライト南国・安田のみ ※安田での販売なし

11月の開催日程

1	2	3	4	防府記念GIII		
5	6	7		岐阜FI		
7	8	9	10	四日市GIIIナイター		
8	9	10		和歌山FI		
9	10	11		取手FI※		
12	13	14		京王閣FI		
13	14	15		小松島FI		
16	17	18		福井FI		
19	20	21		大宮FI※		
19	20	21		久留米FI		
19	20	21	22	23	24	競輪祭小倉GIIナイター
22	23	24				平塚FI※
22	23	24				広島FI
25	26	27				千葉FI
27	28	29				松阪FI
30	12/1	12/2	12/3			別府記念GIII

○サテライト南国・安田のみ ※安田での販売なし

**まちづくりファンド助成事業
「まちづくりたまごコース」募集**

市内に拠点がある、構成員3人以上の市民活動団体に助成を行っています。

対象は令和2年2月末までに実施する事業で、対象経費はまちづくり活動に取り組む際の事前学習会や企画の準備・計画などに係る費用です。助成上限は3万円。

対象となる事業実施の2カ月前までに、市民活動サポートセンターで必ず事前相談(要予約)を受けてからお申し込みください。

申し込みは12月21日(土)まで。
申 詳 市民活動サポートセンター ☎820-1540

市長表彰の候補者をご推薦ください

①市民憲章を実践し、特に市民の模範となる善行があった②高知市発展のため、教育・文化・産業・保健衛生・社会福祉・災害防除などの各分野で顕著な功績があった——のいずれかの方をご推薦ください。市民ならどなたでも候補者(個人・団体)を推薦できます。推薦される方は、募集要綱、推薦書を郵送しますので、総務課までご連絡ください。

推薦期間は11月1日(金)～12月6日(金)。直接または郵送で。表彰式は令和2年4月1日(水)に行う予定です。

申 詳 〒780-8571本町4-1-24 総務課 ☎823-9411

**令和2年成人式記念作文
を募集します**

対象は平成11年4月2日～平成12年4月1日に生まれ、市内に住民登録のある方。

テーマは、①私にとっての成人式 ②こんな人になりたい③私の選んだ道 ④その他(自由)——のいずれか。800字程度。様式の指定はありません。

申し込みは12月3日(火)必着で氏名・住所・電話番号を明記し、直接・郵送・電子メールのいずれかで。最優秀賞には3万円分、優秀賞には1万円分の図書カードを贈呈。最優秀賞に選ばれた方には、成人式当日に発表していただく予定です。

申 詳 〒781-9529九反田2-1かるぼーと8階 生涯学習課 ☎821-9215、電子メールkc-200600@city.kochi.lg.jp

市職員採用資格試験

試験区分	一次試験日
任期付短時間勤務職員(事務Ⅱ)※障がい者対象	11月24日(日)
受付期間	
11月1日(金)～15日(金)	
●試験案内は11月1日(金)から配布	

受験資格等については、試験案内でご確認ください。また、人事課のホームページでも閲覧・ダウンロードできます。

◆配布場所…市民案内(丸ノ内仮庁舎1階)・人事課(本町仮庁舎3階)・オーテピア1階総合案内・各ふれあいセンター・各地域の窓口センター

詳しくは人事課 ☎823-9410へ

市有墓地の利用者募集

(募集区画内容) ※全て前利用者からの返還区画

墓地名	区画数(広さ)	1区画の使用料
鴻ノ森墓地公園	2区画(約5.5㎡)	550,000円
一宮墓地公園	1区画(約4.5㎡)	450,000円
一宮墓地公園	1区画(約1.9㎡)	260,000円
介良墓地公園	1区画(約5.5㎡)	450,000円
三里墓地公園	3区画(約5.3㎡)	460,000円
春野町弘岡下中央墓地公園	1区画(約10.85㎡)	400,000円

対象は①市内に住民登録があり1年以上居住している②これまで納骨をしたことがない遺骨を自宅に保有または寺院に一時的に預けている③同一世帯に市有墓地利用者がいない④市税等の滞納がない⑤利用決定後、1年以内に墓碑の建立ができる——以上全ての要件を満たす方。使用料は全て前納・一括払い。希望者は各募集要項を確認の上、11月5日(火)～21日(木)の間に直接お申し込みください。希望者多数の場合は抽選。申請書および募集要項は環境保全課(第二庁舎3階)で配布中。

詳しくは環境保全課 ☎823-9471へ

みんなの「人権」をみんなで守ろう！
～ 誰一人取り残さない共生社会をめざして～

世界人権宣言は「基本的人権の尊重は全ての国と人とが達すべき共通の基準」として世界で初めて定められたものです。世界各国の憲法や法律、多くの条約にも取り入れられており、地球上の誰一人取り残さないことをめざして、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」でも、世界人権宣言が、その基礎の一つとされています。

いよいよ来年に迫ってきた2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、より一層

1948年12月10日、国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。これを記念し、12月10日を「人権デー」と定め、毎年、世界各地で記念行事が行われています。

日本でも、12月10日を最終日とする1週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定め、一人一人の人権意識を高め、理解を深めてもらうため、全国各地で人権に関するさまざまなイベントが開催されています。

「世界人権宣言」ってなに？

人権週間行事

1 記念講演会

演題▶あつてはいけない違い なくてはならない個性
～次世代につながる人権のバトン～
講師▶ジェフ・バーグランドさん
(京都外国語大学 国際貢献学部教授グローバル観光学科科長)
会場▶オーテピア4階ホール
日時▶12月6日(金)14時～15時半(開場13時半)
定員▶200人(無料)
申し込み▶市コールセンター(☎822-8111)
※手話通訳・託児(要予約)あり。



2 企業向け人権講演会

演題▶ダイバーシティで拓く持続可能な地域と職場
～多様性配慮で誰一人取り残さない社会を～
講師▶田村 太郎さん(ダイバーシティ研究所代表理事)
会場▶オーテピア4階ホール
日時▶12月12日(木)14時～16時(開場13時半)
定員▶200人(無料)
申し込み▶12月6日(金)までに、
市コールセンター(☎822-8111)



3 人権作品展

市内の児童・生徒から募集した人権に関する詩・標語・ポスターを展示します。
期間▶11月30日(土)～12月5日(木) ※2日(月)は休館
場所▶オーテピア1階
詳しくは人権・子ども支援課 ☎823-9468へ



4 暮らしの悩みごと相談所

人権擁護委員が人権問題に関する相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。
期間▶12月4日(水)10時～12時、13時～16時
場所▶高知よさこい咲都合同庁舎7階会議室(栄田町2-2-10)
※申し込みは前日までに、高知地方務務局へ電話で。
申し込み・詳しくは
高知地方務務局人権擁護課 ☎822-3503へ

社会全体で人権課題に取り組もうという機運が高まってきています。市では、ことし7月に制定した「高知市人権尊重のまちづくり条例」において、市民や事業者の皆さんと協働して人権尊重のまちづくりを推進していくこととしています。人権を守るためには、互いの違いを認めて尊重する行動ができるよう、正しく知ること、人権感覚を持つておくことが大切です。一人一人が「ごころから、次のようなことを心掛けましょう。①1日を振り返ろう！誰かを傷つけていない？」▼日常の何気ない会

話でも、知らず知らずのうちに思い込みや偏見に基づいて話をしていたり、相手を傷つけたりすることがあるかもしれません。人権に配慮した言葉掛けや行動ができていたか、1日の出来事を振り返ってみましょう。②正しい知識を身に付けよう！▼多くの人権課題には、それぞれ個別の歴史と現状があり、差別をなくすための取り組みや支援する組織などがあります。そのことを正しく学ぶことが、日常に潜む差別意識や偏見に気づき、傷つく人に寄り添い、共に考えていくことができる人権意識

につながります。③市や地域の取り組みに参加してみよう！▼市では、講演会や啓発パンフレットの配布、出前講座、人権相談など、人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいます。また、地域住民で組織される地区人権啓発推進委員会では、人権学習会や子ども映画会などを通して、地域での人権啓発に取り組んでいます。

皆さんもこの機会に、左記の人権週間行事に参加し、人権を守る一歩を踏み出してみませんか。